

地方公共団体と特に関連ある法令等

生物多様性条約<93(H5)年に締結>

前文/第一条 目的/第二条 用語/第三条 原則/第四条 適用範囲/第五条 協力

第六条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) **生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成**し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

第七条 特定及び監視/**第八条** 生息域内保全/**第九条** 生息域外保全/**第一〇条** 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用/**第一一条** 奨励措置/**第十二条** 研究及び訓練/**第十三条** 公衆のための教育及び啓発/**第十四条** 影響の評価及び悪影響の最小化/**第十五条** 遺伝資源の取得の機会/**第十六条** 技術の取得の機会及び移転

第十七条 情報の交換/**第十八条** 技術上及び科学上の協力/**第十九条** バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分/**第二〇条** 資金/**第二一条** 資金供与の制度

第二二条 他の国際条約との関係/**第二三条** 締約国会議/**第二四条** 事務局/**第二五条** 科学上及び技術上の助言に関する補助機関/**第二六条** 報告/**第二七条** 紛争の解決/**第二八条** 議定書の採択/**第三〇条** 附属書の採択及び改正/**第三一条** 投票権/**第三二条** この条約と議定書との関係/**第三三条** 署名/**第三四条** 批准、受諾又は承認/**第三五条** 加入/**第三六条** 効力発生/**第三七条** 留保/**第三八条** 脱退/**第三九条**~**第四二条** 略

生物多様性国家戦略 2010 (wikipedia より)

第1部「戦略」と第2部「行動計画」の2部から構成されている。

第1部では、生物多様性の重要性について解説し、4つの戦略を取り上げている。

生物多様性の重要性については、生物多様性の危機として、以下の「3つの危機」および「地球温暖化の危機」を定義している。

第1の危機：乱獲・開発によって、生物種が絶滅・減少していること。もしくは生物種の生息地・生育地が減少していること。

第2の危機：里山などが人手による手入れがされなくなったため、その地の自然環境が変質したこと。

第3の危機：外来種の侵入によって、既存の生態系が攪乱されること。

地球温暖化の危機：地球温暖化によりもたらされる種の生息・生育地の縮小、消失等

4つの戦略とは以下のとおり

1. 生物多様性を社会に浸透させる
2. 地域における人と自然の関係を再構築する
3. 森・里・川・海のつながりを確保する
4. 地球規模の視野を持って行動する

第2部では、上記4つの戦略に沿って数値目標を設定した施策について記述している。

具体的施策数は第三次生物多様性国家戦略の約660から約720に、数値目標の数は34から35に増加した。

生物多様性国家戦略 2012-2020

(1) 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。95(H7)年に最初の生物多様性国家戦略が策定され、02(H14)年3月に第二次、07(H19)年11月に第三次、10(H22)年3月に第四次、12(H24)年9月に閣議決定された今回は第五次。

(2) 10(H22)年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、11(H23)年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、12(H24)年9月28日に閣議決定された。

(3) この戦略のポイント

①愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示

愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、年次目標を含めた我が国の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定するとともに、国別目標の達成状況を測るための指標(81指標)を設定。

②2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定(これまでの生物多様性国家戦略の4つから、新たに科学的基盤の強化に関する項目を追加)。

—5つの基本戦略—

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける(新規)

③今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載(「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、今後5年間の行動計画

として約700の具体的な施策を記載し、50の数値目標を設定)。

＜抜粋＞

第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

(1) 生物多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、地域に即した取組が重要であるため、地方自治体が担う役割は非常に大きいといえます。COP10では、2011年から2020年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認されました。この行動計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたっての地方自治体の役割や、「生物多様性地域戦略」の策定など地方自治体に求める行動が示されています。

(2) 生物多様性の危機の構造

①第1の危機（開発など人間活動による危機）

②第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。里地里山の薪炭林や農用林などの里山林、採草地などの二次草原は、以前は経済活動に必要なものとして維持されてきました。こうした人の手が加えられた地域は、その環境に特有の多様な生物を育ててきました。……しかし、産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下に伴い、里地里山では、自然に対する働きかけが縮小することによる危機が継続・拡大しています。水田、水路、ため池、薪炭林、採草地などがモザイク状に入り組んでおり、水田の管理や薪炭林の伐採、採草などさまざまな形で人間による攪乱かくらんを受けていた里地里山の生態系が、攪乱を受けなくなることで多様性を失ってきており、里地里山に生息・生育してきた動植物が絶滅危惧種として数多く選定されています。例えば、薪炭林では伐採による更新や、下草刈り、落ち葉かきなど定期的な管理が行われることで、カタクリやギフチョウなど明るい林床を好む動植物が生息・生育できますが、管理がされなくなると森林の遷移等が進み林床が暗くなり、動植物相が変化していきます。……さらに、中山間地域の過疎化や農林業の担い手の減少・高齢化により、農地や森林の管理に手が回らなくなり、耕作放棄地や利用されないまま放置された里山林などがニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息にとって好ましい環境となることや、狩猟者の減少・高齢化で狩猟圧が低下することなどにより、これらの中・大型哺乳類の個体数が著しく増加し分布域が拡大することで、深刻な農林業被害や生態系への影響が発生……しています。……このような第2の危機に対しては、現在の社会経済状況のもとで、対象地域の自然的・社会的特性に応じた、より効果的な保全・管理手法の検討を行うとともに、地域住民以外

の多様な主体の連携による保全活用の仕組みづくりを進めていく必要があります。

③第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

④第4の危機（地球環境の変化による危機）

第4の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。

(3) 生物多様性総合評価

○損失の要因としては、「第1の危機」、とりわけ開発・改変の影響が最も大きいですが、現在、新たな損失が生じる速度はやや緩和されている。「第2の危機」は、現在なお増大している。また、近年、「第3の危機」のうち外来種の影響は顕著である。「地球温暖化の危機」は、特に一部の脆弱な生態系で懸念される。これらに対してさまざまな対策が進められ、一定の効果も上げてきたと考えられるが、間接的な要因として作用しているわが国の社会経済の大きな変化の前には、必ずしも十分といえる効果を発揮できてはいない。

○現在、我々が享受している物質的に豊かで便利な国民生活は、過去50年の国内の生物多様性の損失と国外からの生態系サービスの供給の上で成り立ってきた。2010年以降も、過去の開発・改変による影響が継続すること（第1の危機）、里地里山などの利用・管理の縮小が深刻さを増していくこと（第2の危機）、一部の侵略的な外来種の定着・拡大が進むこと（第3の危機）、気温の上昇等が一層進むこと（地球温暖化の危機）などが、さらなる損失を生じさせると予想され、間接的な要因も考慮した対応が求められる。そのためには地域レベルの合意形成が重要である。

(4) 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題

①生物多様性に関する理解と行動

②担い手と連携の確保

自然再生の取組や里地里山の保全、外来種の防除など、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた動きは各地で進展しつつあるものの、個々の地域での点的な取組や個別の主体の取組ことどまっており、面的にも分野的にも横断的な取組を進めていくことが今後の課題といえます

③生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識

生態系サービスの需給でつながる地域を「自然共生圏」として一体でとらえ、例えば生産者と消費者を結び付けていくなど自然共生圏の中で連携や交流を深めていくことも今後の課題です。

④人口減少等を踏まえた国土の保全管理

⑤科学的知見の充実

(5) 国土の特性に応じたランドデザイン

①奥山自然地域………相対的に自然性の高い地域

②里地里山・田園地域（人工林が優占する地域を含む） ①と③の間に位置する地域

【現状】

里地里山・田園地域（人工林が優占する地域を含む）は、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています。この里地里山・田園地域（人工林が優占する地域を含む）は、里地里山のほかに、人工林が優占する地域や水田などが広がる田園地域を含む広大な地域です。里地里山は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林

と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念です。二次林や水田、水路、ため池などが混在する自然環境は、多くの固有種や絶滅危惧種を含む多様な生物の生息・生育地となっており、都市近郊では都市住民の身近な自然とのふれあいの場としての価値が高まっています。同時に人間の生活・生産活動の場でもあり、多様な価値や権利関係が錯綜するなど多くの性格を併せ持つ地域です。この地域では、水田耕作に伴う水管理の方法、二次林や二次草原の管理方法など地域ごとに異なる伝統的な管理方法に適応して、多様な生物相とそれに基づく豊かな文化が形成されてきました。奥山自然地域とともに、わが国の多様な生物相を支える重要な役割を果たしてきた地域といえます。昭和 30 年代以降、エネルギー革命による資源利用の変化や農業の近代化に伴い、二次林は手入れや利用がなされず放置されるところが増え、二次草原は大幅に減少するとともに、昭和 60 年代頃からは、耕作放棄地も増加しています。こうした変化に伴い、クマ類、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの中・大型哺乳類の生息分布の拡大や生息数の増加が見られ、人の生活環境や農林業などへの被害が拡大している状況にあります。なお、本地域は、今後人口減少や高齢化が進むことにより、他の地域に比べ、人との関わりが全体として減少していくと考えられます。

【目指す方向】

- ・奥山に近い地域や都市に近い地域といった各地域の今後の自然環境や社会状況の変化を見据えつつ、効率的な保全活用を進める。
- ・生物多様性をより重視した、持続可能な農林業の活性化を通じて、人と自然のより良い調和を実現する。
- ・緩衝帯の整備などにより、人と鳥獣との適切な関係の構築を進める。
- ・エコツアーでの利用やバイオマス資源の利用などを含め地域の自然資源の積極的な有効活用や新たな価値の発見と創造による農山村の活性化を進める。
- ・保全活動の取組への支援や都市住民、事業者なども含めた地域全体で支える新たな仕組みづくりを進める。

【望ましい地域のイメージ】

農地を中心とした地域では、自然界の循環機能を活かし、生物多様性の保全をより重視した生産手法で農業が行われ、田んぼをはじめとする農地にさまざまな生物が生きて暮らしている。農業の生産基盤を整備する際には、ため池や畦が豊かな生物多様性が保たれるように管理され、田んぼと河川との生態的なつながりが確保されるなど、昔から農業の営みとともに維持されてきた動植物が身近に生息・生育している。そのまわりでは、子どもたちが虫取りや花摘みをして遊び、健全な農地の生態系を活かして農家の人たちと地域の学校の生徒たちが一緒に生物の調査を行い、地域の中の豊かな人のつながりが生まれている。耕作が放棄されていた農地は、一部が湿地やビオトープとなるとともに、多様な生物を育む有機農業をはじめとする環境保全型農業が広がることによって国内の農業が活性化しており、農地として維持されている。また、生物多様性の保全の取組を進めた全国の先進的な地域では、タンチョウやコウノトリ、トキなどが餌をついばみ、大空を優雅に飛ぶなど人々の生活圏の中が生きものにあふれている。都市に近い地域では、動植物種の供給源となり、エコロジカルネットワークを形成するとともに、住民の自然とのふれあいの場等となっている。二次林は、かつてのような利用形態により維持管理される範囲が限られている一方で、積極的に維持管理を図ることとされた地域では、明るく入りやすい森林として管理されることで子どもたちの冒険の場となり、在来種であるオオムラサキやカブトムシがごく普通に見られ、春の芽吹きと美しい紅葉が見られるなど季節の変化に富んだ風景をつくり出している。大きく広がっていた竹林は、一部は自然林や二次林として再生されるとともに、管理された竹林で家族がタケノコを掘る姿が見られる。また、里山の管理でうまれる木材はシイタケなどの山の恵みを生産するほど木や、ペレットなどのバイオマス資源として地域内で利用されている。人工林は、間伐の遅れも解消し、立地特性に応じて、広葉樹林化、長伐期化などにより、生物多様性の保全の機能が高まるとともに、地域の公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向等に応じて、多様な森林の整備・保全が進められている。人工林から持続的に生産される材は間伐材や端材も含め、有効利用が進んでいる。このような形で維持管理が行われている二次林・人工林・農地などが一体となった里地里山では、多様な土地利用・資源利用と都市住民をはじめとした多様な主体の連携・協働を通じて、さまざまなタイプの生態系が混在する状態が復活している。かつて広く分布した二次草原は、草資源のバイオマス利用なども通じて、全国各地で維持管理が継続され、多くの野草が咲き、チョウ類が飛び交うなど希少となっていた動植物種が増え、普通に見られるようになっていく。それとともに、風景が美しく保たれ、それに惹かれて移り住んできた都市住民や外国からの観光客が増え、エコツーリズムの浸透もあって生き生きとした地域づくりが実現している。また、そうした中で里地里山の価値が広く国民に認識され、公的または民間の資金やボランティアにより維持管理の一部が支えられるようになっていく。そして、自然資源の利活用を通じた豊かな生物多様性との関わりの中で、地域ごとにつちかわれてきた生物多様性を利用する伝統的な知識、技術が子どもたちへと引き継がれ、地域の文化と結びついた固有の風土が尊重されている。また、広葉樹林化などによる多様な森林づくりが進み、生息環境が改善されることに加えて、森林と農地や人里との境界部分では見通しの良い緩衝帯の設置、人里に放置された農作物や果樹など特に冬場に鳥獣の餌となるものの除去、地域全体での追い払いなどの防除対策のほか、適切な狩猟も通じた個体数調整などにより、クマ類、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの中・大型哺乳類は農地や人里に出没しにくくなっている。

- ③都市地域……………人間活動が集中する地域
- ④河川・湿地地域……………各地域を結びつける生態系ネットワークの基軸となる水系
- ⑤沿岸域……………海岸線を挟む陸域及び海域
- ⑥海洋域……………沿岸域を取り巻く広大な海域
- ⑦島嶼とうしょ地域……………沿岸域・海洋域にある島々

(6) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

- ①科学的認識と予防的かつ順応的な態度
- ②地域に即した取組

例えば、**里山の保全管理手法は地域によって異なるように、生物多様性の保全と持続可能な利用の活動は、地域ごとの個性に応じてさまざまであり、一律ではありません。**地域ごとのさまざまな経験から生まれた適正な管理のための知恵や技術を活かしつつ人づくりを進めていくことが重要です。

- ③広域的な認識
- ④連携と協働

⑤社会経済における生物多様性の主流化

生物多様性への配慮を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことが重要です。

⑥統合的な考え方

⑦持続可能な利用による長期的なメリット

(7) 基本戦略

①生物多様性を社会に浸透させる

②地域における人と自然の関係を見直し・再構築する

里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進／鳥獣と共存した地域づくりの推進／生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推／地域固有の野生生物を保全する取組の推進／自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

③森・里・川・海のつながりを確保する

生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進／森林の整備・保全／都市の緑地の保全・再生など／河川・湿地などの保全・再生／沿岸・海洋域の保全・再生／生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進

④地球規模の視野を持って行動する

⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける（新規）

(8) 各主体の役割と連携・協働

①国の役割

②地方自治体の役割

地方自治体が地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組を進めていくことは、わが国の生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割を担っています。このため、生物多様性基本法に基づく**生物多様性地域戦略**の策定や生物多様性地域連携促進法に基づく**地域連携保全活動計画**の作成、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策、**里地里山の保全等の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する条例**の制定・運用など、それぞれの地域の特性に応じた取組を進めていくことが重要です。その際には市民や民間団体、事業者、研究者、学芸員などのさまざまな主体との連携や、先進的な取組を行っている市民や民間団体、事業者等への支援等を進めていくことが大切であり、例えば、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センター等の仕組みを活用し、多様な主体の連携と協働が可能となるような場や機会を確保していくことが考えられます。また、森林や水源の保全を目的とした森林環境税などの制度が2012年4月現在、33県で導入されていますが、このような生態系サービスを社会経済的な仕組みの中に組み込んでいく取組を進めていくことは生物多様性の主流化を進める上で重要なものとなります。さらに、地域の子どもたちに対する学校教育を通じて、いのちのつながりやその大切さを伝え、地域の生物とふれあう教育を進めていくことは、地域と自分との結びつきについての理解を促し、将来の生物多様性の保全と持続可能な利用を担う貴重な人材を育成することにはかかせません。各地域がそれぞれの個性を活かして自立していくとともに、複数の地域間での交流や連携を通じて人的資源や資金、情報などを相互に補いあうことも生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには必要です。このため、2011年10月に設立された生物多様性自治体ネットワークを通じて地方自治体間での情報交換・情報発信を進めていくことや、北海道後志地域で進められている14町村の連携による地域連携保全活動計画の策定に向けた取組のように、複数の地方自治体が協力して流域圏を単位とした地域連携保全活動計画や生物多様性地域戦略を策定していくことなどの取組が期待されます。

③事業者の役割

④メディア等関係者の役割

⑤民間団体の役割

⑥学術団体・研究者の役割

⑦市民の役割

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

(9) 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定

①戦略目標A関連：政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映されることにより、**生物多様性の損失の根本原因に対処**する。

○国別目標A-1（対応する愛知目標の個別目標：1, 2, 3, 4）

主要行動目標

・**地方自治体における効果的な生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組**を促進する。また、2013年までに、生物多様性地域戦略の策定の手引きを改定する。（環境省）

②戦略目標B関連：生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進する。

③戦略目標C関連：生態系を適切に保全・管理し、絶滅危惧種の絶滅及び減少を防止する。また、絶滅のおそれのある種の中で特に減少している種に対する保全状況の改善を達成・維持する。さらに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する。

④戦略目標D関連：生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する。

⑤戦略目標E関連：生物多様性国家戦略に基づく施策を着実に推進し、その基礎となる科学的基盤を強化し、さらに、生物多様性分野における能力構築を推進する。

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

(10) 田園地域・里地里山

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

②生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進

③鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進

- ④水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進
- ⑤農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興
- ⑥豊かな自然とふれあえる空間づくりの推進
- ⑦草地の整備・保全・利用の推進
- ⑧里山林の整備・保全・利用活動の推進

(11) 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。（環境省、文部科学省、農林水産省）

生物多様性基本法<08(H20)年5月成立>

(定義) 第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに**人類の存続の基盤である生物の多様性**が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

(地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他の**その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

(事業者の責務) 第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務) 第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

(地方公共団体の施策) 第二十七条 地方公共団体は、前節に定める**国の施策に準じた施策**及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

生物多様性地域連携促進法<平成10(H22)年12月制定>

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律）

(定義) 第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

(地域連携保全活動基本方針) 第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

(地域連携保全活動計画の作成等) 第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

地域連携保全活動基本方針<平成11(H23)年9月公表>

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

1 地方公共団体の役割と施策

(1) 市町村

市町村は、地域の財産となる生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として活かしながら、地域の活力を生み出していく、地域連携保全活動を促進する中心的かつ積極的な役割を担います。地域連携保全活動では、活動の実行計画となる活動計画を作成する役割を担っています。そして、活動を円滑に効果的に進めていくコーディネーターとして、地域の様々な関係者との連携・調整を図るとともに、調整や合意形成を図る場としての協議会を組織することや、助言や必要な支援を受けるため、必要に応じて国や都道府県との連携を図ることも期待されます。

(以上)